

職員の懲戒処分等の公表について

職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき、平成31年4月1日から令和元年9月30日までに行った懲戒処分等の内容について下記のとおり公表します。
なお、この間に処分を行った事案のうち、既に公表したものは除いています。

記

【知事部局所管】
事案なし

〔担当課〕 経営管理部 人事課 TEL 076-444-3162

【教育委員会所管】
交通事犯（2名）

項目	内容
被処分者の所属	小学校（県東部）
被処分者の職位	教頭
被処分者の年齢、性別	52歳（女性）
処分の内容	戒告
処分年月日	令和元年9月30日
処分理由	令和元年6月23日（日）昼前、残務処理のため自家用車で自宅から学校へ向かう途中、富山市内で速度超過により取り締まりを受けた。※加重（管理職） ・制限速度40km/hのところ、30km/h超過 ・罰金6万円、免停30日（講習により1日）

項目	内容
被処分者の所属	高等学校（県東部）
被処分者の職位	教諭
被処分者の年齢、性別	36歳（男性）
処分の内容	減給3月（10分の1）
処分年月日	令和元年9月30日
処分理由	平成30年6月7日（木）朝、自家用車による通勤途中に富山市内の信号機のない交差点に一時停止をせずに進入したため、左から進行してきた相手車に衝突し、相手車を道路脇のガードレールに衝突させた。相手方は傷害を負い、同月24日に死亡した。 ・運転免許取り消し1年（指定場所一時不停止等（死亡）） ・罰金100万円（過失運転致死）

〔担当課〕 教育委員会 教職員課 TEL 076-444-3439

【企業局所管】**交通事故（1名）**

項目	内容
被処分者の所属	企業局
被処分者の職位	係長級
被処分者の年齢、性別	46歳（男性）
処分の内容	減給2月（60分の1※）
処分年月日	令和元年6月18日
処分の理由	平成30年10月11日（木）午後、自家用車で帰宅途中、コンビニエンスストア駐車場から幹線道路に合流する際に、走行してきた被害者の原動機付自転車と衝突し、同人に傷害を負わせたもの。 ・罰金50万円、免停30日（講習により1日）

※公営企業の職員のため、労働基準法に基づき処分したもの

〔担当課〕 企業局 経営管理課 TEL 076-444-2136